

松戸市教育委員会会議録

平成24年3月臨時会

松戸市教育委員会会議録

平成24年3月臨時会

開 会	平成24年3月26日 (月) 9時31分	閉 会	平成24年3月26日 (月) 10時20分	
署名委員	委員長 關 英 昭	委 員	八 田 賢 明	
出席委員 氏 名	委員長 關 英 昭	○	委 員 八 田 賢 明	○
	委員長職務代理者 川村 絹 慧	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 瀧 田 泰 子	○	教育長 山 根 恭 平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 24 年 3 月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21		
2	学校教育担当部長	西山 雅夫	22		
3	生涯学習本部審議監	張ヶ谷 和年	23		
4	企画管理室長	平林 大介	24		
5	〃 参事補	山口 明	25		
6	〃 専門監	高橋 昌之	26		
7	〃 補佐	渡部 光洋	27		
8	〃 補佐	岡野 衛	28		
9	〃 主幹	堀内 文江	29		
10	〃 主幹	川野 康仁	30		
11	〃 主査	上村 英輝	31		
12	〃 主査	小宮 光生	32		
13	教育総務課長	清宮 満	33		
14	社会教育課長	櫻井 茂	34		
15	スポーツ課長	須佐 賢一	35		
16	〃 補佐	梶野 勝彦	36		
17	〃 主査	飯島 和彦	37		
18	公民館長	小林 茂	38		
19	博物館次長	大塚 広往	39		
20			40		

平成24年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 平成24年3月26日（月） 午前9時30分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第16号

松戸市教育委員会職員の人事について (企画管理室)

② 議案第17号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する
規則の制定について (企画管理室)

③ 議案第18号

松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
(企画管理室)

④ 議案第19号

松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務課)

⑤ 議案第20号

松戸市公民館管理規則及び松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正
する規則の制定について (公民館・博物館)

⑥ 議案第21号

松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定につい
て (スポーツ課)

⑦ 議案第22号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)

4 その他

◎開 会

委員長 ただいまから平成24年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件となっております。

◎議案第16号

委員長 初めに、議案第16号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議案といたします。

本件は人事案件ですので、秘密会としたいと思いますがいかがでしょうか。お諮りします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席願います。お残りいただきますのは、生涯学習本部長、学校教育担当部長、生涯学習本部審議監、企画管理室長、企画管理室専門監、以上でございます。その他の方はしばしご退席願います。

(以後、秘密会)

委員長 議案第16号の「松戸市教育委員会職員の人事について」は、原案とおりが承認いただ

きました。そのことについてご報告いたします。

引き続き、議事を進行します。

◎議案第17号

委員長 議案第17号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第17号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。本件はスポーツ基本法の施行、スポーツ振興基金の創設、文化振興財団の公益財団法人化及び林間学園の廃止に伴い、関連各課の事務分掌を整備するためご提案いたすものでございます。具体的な改正内容につきましては資料の3ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、スポーツ課の事務分掌の改正についてご説明いたします。昨年8月24日にスポーツ基本法が施行されたことに伴いまして、松戸市スポーツ推進審議会条例及び松戸市スポーツ推進委員に関する規則が制定されましたため、スポーツ課の事務分掌中の語句を整理いたします。また、松戸市議会3月定例会において松戸市スポーツ振興基金条例が議決され、来月4月から同基金が運用を開始いたしますことから、同基金に関する事務をスポーツ課の事務分掌に追加いたします。

次に、社会教育課の事務分掌についてご説明いたします。本市の外郭団体である財団法人文化振興財団がこの4月1日をもって一般財団法人化されますことから、同財団の名称を変更いたします。

次に、教育施設課及び学務課の事務分掌の改正についてご説明いたします。昨年12月の松戸市議会定例会において、松戸市林間学園条例の廃止が議決され林間学園白樺高原荘がこの3月31日をもって廃園いたします。このことから、教育施設課及び学務課の事務分掌から林間学園の運営に係る事務を削除いたします。なお、改正文につきましては、2ページ記載のとおりでございまして、施行日は本年4月1日を予定しております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

議案第17号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 ちょっと確認です。名称は公益財団法人ですか。「一般」と先ほど聞こえましたが。

企画管理室長 はい、間違いでございます。「公益」でございます。申し訳ございません。

委員長 つまり公益認定を受けた財団法人ということですね。他に何か。形式的な変更になりますので、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、ご説明いただいた「一般財団法人」というところは、この表にあるように「公益財団法人松戸市文化振興財団」であるということを確認して、議案第17号の質疑及び討論は終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第18号

委員長 次に議案第18号です。「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第18号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。本件はスポーツ基本法の施行、スポーツ推進基金の創設、林間学園の廃止に伴い、条文を整理するためご提案いたすものでございます。具体的な改正内容につきましては、資料の3ページ「新旧対照表」をご覧ください。

初めに共通事項、財務関係の表の改正についてご説明いたします。松戸市議会3月定例会において、松戸市スポーツ振興基金条例が議決され、4月から同基金が運用を開始いたしますことから、基金の決裁事項に同基金を追加いたします。併せて、昨年市長部局の事務決裁規程が改正され、副市長が専決できる金額の範囲が9,000万円未満から1億円未満に引き上げられましたことから、本規程も同様に変更いたします。

次に、生涯学習本部学校教育担当部以外の表、スポーツ課の決裁事項の改正についてご説明いたします。昨年8月24日にスポーツ基本法が施行されたことに伴いまして、松戸市スポ

ーツ推進委員に関する規則が制定されましたため、スポーツ課の決裁事項中の語句を整理いたします。

次に生涯学習本部学校教育担当部の表、学務課の決裁事項の改正についてご説明いたします。昨年12月の松戸市議会定例会において、松戸市林間学園条例の廃止が議決され林間学園白樺高原荘がこの3月31日をもって廃園いたします。そのことから、学務課の決裁事項から林間学園の使用・調整に係る事項を削除いたします。なお、改正文につきましては2ページに記載のとおりでございます。施行日は本年4月1日を予定しております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます

委員長 ありがとうございます。

議案第18号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

これも形式的な変更だけだと思います。副市長の決裁金額が1億円になったということですが、なぜ1億円にしたのかという説明はあったのですか。

松戸市の予算規模が大きくなったから、市長も忙しいので副市長に任せるのか、それともこの基金自体の内容が膨らんだのでこういうかたちにしたのか。何か特に説明はありましたか。

企画管理室長 正確なことは分かりません。

委員長 そうですか。ということはここで意見交換してもあまり意味はないですね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これで議案第18号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第18号につきまして原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第19号

委員長 次に、議案第19号「松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

教育総務課長 議案第19号「松戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案の理由でございます。これは公印種別及び文書種別ごとに記入する公印使用簿の誤記入を防ぐために改正するものでございます。

同じく2ページをご覧ください。この規則の一部でございます第2号様式を改めるものでございます。3ページが新たに改正する様式でございます。平成24年4月1日から施行いたしますものでございます。

参考資料を添付しておりますので、恐縮でございますが、5ページと6ページを比較してご覧いただきたいと思っております。5ページは現行の様式でございます。これは、契約書、協定書、覚書、その他これに類するものと、これら契約書等を除く公印使用簿に分類してございます。

参考に公印使用の流れをご説明いたします。文書の担当課が文書件名、宛先など必要事項を記入していただき、公印管理の主管課でございます私ども教育総務課が記入内容を確認した後、必要な公印を押印することとなっております。公印の種別でございますが、これは教育委員会印、教育長印、それから教育委員長印、この3種類がございます。主に教育長印が使用されております。

先ほどの分類の誤記載があり、そのつど訂正をいたさせました例が、今年度少なからずございましたので、市長部局におきましても6ページでお示ししております様式を用いておりますので、職員の慣れもございまして、教育委員会も同様式に改め事務の改善、そして簡素化を図るものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第19号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論を行います。

5ページのようなやり方でいろいろ支障があったので6ページのようにしたいということです。

このように、区分のところで分けたほうが、用紙を別にするよりは良いと思えますね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これで議案第19号の質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第19号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第20号

委員長 次に議案第20号「松戸市公民館管理規則及び松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

博物館次長 議案第20号「松戸市公民館管理規則及び松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由につきましては、本年1月の定例教育委員会会議に議案第1号として提出させていただきました「松戸市公民館の設置及び管理に関する条例」及び「松戸市立博物館条例」の改正に伴い、公民館運営審議会及び博物館協議会に係る規定を整備するものです。

改正内容は資料の4ページ、5ページに対照表を添付してございます。松戸市公民館管理規則につきましては「第15条 公民館運営審議会の会議等」を新たに設けさせていただきました。松戸市立博物館管理運営規則につきましては「協議会委員の任命基準」を削除いたしました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

議案第20号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 形式的なことなのかどうかをちょっとお聞きしたいのですが、公民館運営審議会の規定がなかったものを置いた。今までなかったものを置いたということについて、何か実質的な違いがあるのでしょうか。またそれは博物館協議会の方の今回の変更についても何か実質的な変更となるものなのでしょうか。

博物館次長 博物館の場合ですと、運営協議会の任命基準なのですが、博物館の場合には条例において協議会委員の設置を定めてあったものです。その任命基準についてを規則で定めていたわけです。それを今回の条例改正でこの任命基準を条例の方に引き上げたものですから、

規則の方から抜いたということになります。ですから、実質的には大きな変化はございません。

山田委員 公民館は。

公民館長補佐 公民館です。現状維持で前と変わりません。ただ新規にこの内容について詳しく記載されただけでありまして、現状とは運営に関しては変更ありません。

委員長 ということですね。

したがって、場合によっては条例と対比しながらこの規則の中身を見るといいのかもしれませんがね。7ページにも関係する条文が抄録であります。これを比較参照してください。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第20号の質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第20号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

生涯学習本部長 委員長、すみません。こちらの関係ですが、規則ですので、議会の議決事項ではございませんので、議会の方には出ておりません。ですので、今ずっと皆様に審議していただいております規則の関係は議会の議決事項ではございません。よろしくお願いたします。

委員長 はい、分かりました。

◎議案第21号

委員長 それでは次に議案第21号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 議案第21号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」。「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のように定める」。

提案理由といたしましては、松戸市中央公園プールの廃止に伴い同プールの供用日及び供用時間を削除するためでございます。

この規則につきましては、平成24年1月19日に開催されました教育委員会会議に議案として提案しました、「松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定」に基づくもので、松戸中央公園プールの廃止について3ページの新旧対照表がございますように、別表から所在、名称、供用日、供用時間を削除いたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第21号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論を始めます。

これも形式的な内容です。

質問というか確認ですが、この松戸中央公園のプールは廃止になるわけですが、跡地の利用についての意見交換などはあるのですか。

スポーツ課長 議会でも質問がありましたけれども、本年の11月ぐらいから解体作業に入りまして、その後文化財調査が終わった後につきましては、将来の施設の利用が市民ニーズに合った施設を検討する中で見つかるまでは多目的広場として整地して市民の方に利用していただくという予定になっております。

委員長 そうですか。土地はたしか国のものでしたね。

スポーツ課長 はい、そうです。

山田委員 広場でもそれは教育委員会が管理するのですか。公園と違って。

スポーツ課長 現在はスポーツ施設として利用されていますので、教育委員会の方で管理しております。あそこは駅周辺なので、いろいろなプロジェクトの関係もございますが、スポーツ課としてはあくまでも新たな施設が決まるまでは教育委員会で管理したいと思っております。

山田委員 方向性、難しい話ですね。管理するとならば予算も必要になりますし。

委員長 子どもの広場あるいは多目的広場にすると、事故に対する安全管理責任があります。

市長の政策は、松戸市を住みよいまちにしたい、子育てにもやさしいまちにしたい、教育を充実した内容にしたい、という意気込みです。

したがって、プールの跡をどういうふうにするか、子どもたちがうまく使えるようなかたちで運営できれば、それはそれで市長の政策と一致するのでしょうか。どういうふうになっていくのかは、具体的には協議会と議会で議論することになりますか。

スポーツ課長 駅周辺活性化プロジェクト、それと公共施設の関係のプロジェクト、そういつ

たものもありますけれども、国の方とも公園緑地課の方で本年1月1日から5年先の12月31日まで更新しております。施設についても、国の方は市が教育施設あるいは公共施設に利用するのであれば大丈夫ということで、了解をもらって更新をしております。

委員長 ということです。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第21号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第21号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第22号

委員長 最後に議案第22号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 議案第22号でございますが、初めにお手元の資料に訂正がございます。5ページ目を見ていただきたいと思います。5ページ目の一番下でございます任期が「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」となっておりますけれども、平成26年3月31日の誤りですので、平成25年を平成26年に訂正していただきたいと思います。

委員長 分かりました。

スポーツ課長 それでは「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」。スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、別紙の者を松戸市スポーツ推進委員に委嘱する。

提案理由といたしましては、松戸市スポーツ推進委員の任期満了に伴い新委員を委嘱するためでございます。

2ページの本町地区から5ページの新松戸地区まで合計106名の方々が市政協力委員、地区長から推薦をいただいた方々でございます。

6ページをご覧ください。これは地区別集計表となっております。現在の人員は107名ですが、各地区への推薦依頼人数は合計で123名をお願いいたしましたが、新たな就任人数は106名でございます。なお、各地区より追加推薦があった場合は、随時委嘱する予定でございます。

表にございますように平均年齢は59.3歳でございます。最高年齢の方は77歳、最低年齢

の方は30歳でございます。また、新任の方は12名でございます。

説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第22号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 新しい方が12人だと、そんなに多いわけではないですね。スポーツ基本法に変わってスポーツ推進委員という名称になったのは、正式にはこの4月から変わるのでしょうか。もう変わっているのでしょうか。

スポーツ課長 昨年の8月24日の法律改正で今までの体育指導員がスポーツ推進委員ということで、規定されております。

瀧田委員 名称だけでなく内容も少しは変わっていると思うのですが、推進委員の中に何か変化というか動きというか、新しい傾向というのはもうそろそろ見えていますか。従前の活動をそのまま続けているのか。何か特別の変化とか、疑問とか、議論とかあったら教えていただきたいと思います。

スポーツ課長 名称は変わりましたが、やられていることについては法律で新たに大会運営、例えば教育委員会スポーツ課と連携を図りながらやりなさいというようなことがうたってあるのですが、今現在、松戸市の体育指導員の方についてはそれをもう随分やってこられましたので、法律が変わったからといって新たにこれをやろうというような動きは今のところないです。

瀧田委員 たしか法律改正の中で、スポーツの環境整備みたいな感じのものがちょっと加わったような気がするのですが。環境整備について力を発揮するみたいなことがあったのですが、そういうことに関しても働きかけがあったりするといいですね。スポーツ課の方に当然あると思いますので。

スポーツ課長 指導員さんの会議等々でそういったものについてもこれから検討されると思いますので、相談があればスポーツ課としてはもちろん答えるようなかたちにしたいと思っております。

瀧田委員 市民と接触が強い部所ですから、市民からのスポーツの環境整備ということについての情報は入ると思います。その情報の吸い上げをスポーツ課の方で、丁寧にしていただきたいと思っています。

スポーツ課長 それと、来月4月1日の広報まつどにスポーツ推進委員さんのことについて掲

載し、市民の方にPRさせていただく予定になっております。

瀧田委員 広報ですか。そうすると皆さんに周知していただけますね。分かりました。ますます一人ひとりがスポーツの推進に力を発揮していただきたいと期待するところですので、よろしくお願いたしします。

川村委員 よく分からないので教えていただきたいのですが、まずこの6ページの推薦依頼人数ですが123名いますよね。他市などを見ていくとこの推進委員というのは公募でやっていますけれど、松戸の場合は地区からの推薦依頼を受けてやっているわけですね。

人数制限というのは、今回は106名ですけれども、この人数制限というのはどこから決まってくるのですか。

スポーツ課長 スポーツ推進委員の人数につきましては各市町村。その市の人口、例えば松戸市の人口の4,000人に1人ということで、人口を昨年11月1日の人数で割り返しまして123名が松戸市の定数になっております。

ただし、松戸の場合は11区になっておりますので、その地区の人口にそれを分けまして、地区の人口ごとに4,000人で割り返した数字の合計が123名になっております。

川村委員 分かりました。ちょっと関連しているのですが。

委員長 どうぞ。

川村委員 年齢ですけれども、年齢制限というのはあるのですか、推進委員の。

スポーツ課長 ございません。下も規定はされてないです。

川村委員 ないということですね。

瀧田委員 前、たしか80を過ぎた方もいらしたことがありました。地区長の推薦ですから。活動していればそれでいいでしょうけれども、活動がおもわしくなければ、地区長さんの方にある程度の情報提供は必要と思います。

委員長 今の表現をちょっと確認します。先ほどの説明では市政協力委員の推薦とおっしゃっていましたが、今地区長と言われました。これは一緒と見ていいですか。

スポーツ課長 他市では公募でやられるところもありますけれども、松戸においては市政協力委員の地区長の推薦です。

委員長 分かりました。

川村委員 実際に就くのは106名ですね。各地区から出てくる方たちとの連絡協議会はあるのですか。

スポーツ課長 連絡協議会がございます。それは開催いたします。

川村委員 それは年何回くらいやっていますか。

スポーツ課長 年に6回です。

川村委員 では、この連絡協議会の中から会長、副会長を決めて動いているのですか。

スポーツ課長 連絡協議会のほうには会長、副会長、理事、会計監査というかたちで活動しています。

川村委員 ちなみに、今年度の会長はどなたさまですか。

スポーツ課長 会長は藤井敦さん。明第一地区の方です。

川村委員 ありがとうございます。

山田委員 スポーツ推進委員が実働で動いていらっしゃる場面があると思いますが、健康作りの傍ら、もしかしたらマラソンなどでもお手伝いしているのですか。

スポーツ課長 指導員の方に、今回の1月の七草マラソンにおきましても全員出ていただいて、今回は主に受付や路上監察、駐車場の担当で皆さんに張り付けていただいたところですよ。

山田委員 そういう動員ごとまでであると地味だけれども大変重要な役割だと思いますし、スポーツという切り口が逆に地区の普段の生活を相互に助けあうという意味での自治会・町会にまたフィードバックする意味もあると思います。こういうことは一番大変ですけども、人を引っ張り出すという言葉は悪いですが、お願いをするということを是非やっていただきたいと思います。

特徴的な2つ地区が、6ページで見ると3番の明第二地区に新任が6名いらっしゃる。ここは大分入れ替わられたのかな。どういうことでここは新しい方が入ってこられたのか、何かご存じでしたら教えていただきたい。

それから矢切地区が、先ほどのご説明をお聞きしますと人口割りで5名という推薦依頼をしたところ、ここは再任が7名いらっしゃいますからもうすでにオーバーしている。今いる人数よりも少ない人数の依頼を計算上しても更に新しい方も加えて出てこられる。ということで数字だけみると活性化というのでしょうか、バトンタッチがうまくいっているように見えるのです。

この2地区について何か事情をお知りでしたら、教えていただきたいのですけれども。

スポーツ課長 明地区については、地区で若返りを図ろうということでこういうことになりました。矢切につきましてはご案内のとおり総合型地域スポーツクラブが設立され、若い方が入られたというかたち。要するにプラスされているということです。

山田委員 これに限らないのですけれども、特にスポーツ推進委員が身近な場面で接点がある

と思うので、今の市政協力委員の地区長さんからの推薦という筋がある以上、それを横からいろいろやっては混乱すると思うのですが、いろいろなかたちで逆に今度はスポーツ推進の方から地区に協力するような入口があって、新たな人が入ってくるといいなと思いながら。

106名で良いというわけではなくて、123依頼したのに結局足りていないという現状だと思うので、何か方策はないかなと思いながらお聞きしました。感想です。

委員長 先ほどの瀧田委員の質問と関連するかと思うのですけれども、この議案はスポーツ基本法が制定されたことに伴ういろいろな制度改革に伴うものです。名称が振興法から基本法に変わったというだけでなく、それに伴って国や地方公共団体はスポーツの推進に対して、一定の指針を示したり、積極的に取組めということですね。前文の中に、「スポーツは人類の財産である」という表現があって、これがいたく我々の間では気に入って、これを大事にしたいと思っています。山田委員のご意見も、今までの振興法と違うような教育をこの推進委員の皆様にもレクチャーする必要がある、お伝えする必要があるということでした。したがって先ほどの質問の趣旨は、何か変化があったかということだと思います。スポーツ振興法からスポーツ基本法に変わった、その法の精神をいかにしてこの推進委員の皆様に分かってもらうかということですよ。行政は積極的に対策を練ってほしいという趣旨での、全体のご意見・質問だったと思います。したがって、あまり変化がないというよりも、むしろそういった意味での指導をできるだけ進めていただきたいという気持ちがあったと思います。

スポーツ課長 しっかりと受け止めていきたいと思っています。

委員長 したがって、スポーツ基本法を推進委員の皆様こんな法律ができたのですよ、今までと違いますよということをプリントにしてお渡しするのもひとつの手かもしれません。

ひいては推進委員が中心になって、松戸市のスポーツが何か違うかたちで市民の財産になっていけばいいという伝わり方ができるととてもいいと思います。それがスポーツ基本法の精神だと思いますね。その辺を、市の方もしばらく落ち着くまでは検討していただきたい、努力していただきたいと思います。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 実質的ないろいろな問題提起ができれば一番いいのですが、そんなに大きな問題ではなくて個々の課題をスポーツ推進委員がいろいろ抱えているような場合、スポーツ課との接点を理事だけが持っているのか、それとも各委員がスポーツ課とコミュニケーションが取れるような状況というのはどうなのでしょう。かなり活発なのでしょう、それとも

理事を通してしか話は通ってこないのでしょうか。

スポーツ課長 何人かの委員は地区で行事をやりたい、そういったときに連絡協議会の方を通さなくても直接地区の方と。

瀧田委員 接点があるということですか。

スポーツ課長 はい、あります。

瀧田委員 いろいろな設備とか備品とかそういうものをスポーツ課の方で把握していると思います。指導的な立場で個々の育成みたいなものを、大きな研修会議ではなく、個々に相談を受けられるような、現場の問題を持っていけるような体質をオープンにしていきたい。今のスポーツ課はちょっと入りにくいです。部屋の構造的な問題もあると思いますが。気楽に現場の相談ができるようにしていただく必要があると思っています。そういう接点があれば結構です。

スポーツ課長 各地区で地区の運動会がありますから、そのときは推進委員の方が中心で、その時の用具から手伝いとか、そういった関係もありまして、常にスポーツ推進委員の方はその地区ごとでスポーツ課に来られてお互いに協議をやっております。

委員長 この106名の皆さんの得意とするスポーツはいろいろあると思います。そういうものの仕分けはされておられますよね。それで、こういう種類のスポーツの委員がほしいなというものはありますか。

スポーツ課長 はい、小金地区などにつきましては、スポーツ推進委員の方が例えば地区の子ども会で、小金地区というのは特にソフトボールが盛んで、そういったものに対する地区の考えといいますか、今回の推薦もソフトボールに関連している方が入ってこられているということなんです。

八田委員 それにつけても小金地区の女性がゼロというのはどういうことなのですか。

スポーツ課長 あと、スポーツ課の方でというか、市で地区の運動会については各1地区について、明地区については2つありますけれども、20万円の補助を出しております。

ただし小金地区につきましては、なぜかそのまま体育祭……。

八田委員 女性がいないということは辞めていったということですか。

スポーツ課長 すみません、助成金ではなく女性ですね。なぜ女性が少ないか、理由はつかめておりません。

八田委員 はい、結構です。

委員長 ソフトボールとなるとやはり男性が中心になるのかもしれませんが、子どもたちの中

にはとても優秀な女の子もいますよね。そんな話を聞いたことがあります。

さて、それでは議案第21号に対する質疑及び討論を終結し、採決してよろしいでしょうか。

議案第22号についての採決をいたします。

議案第22号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。

委員の皆様、何かご提案等、特にありませんか。事務局、特に報告していただくことはございますか。

企画管理室長 ご報告でございます。この3月定例議会で教育委員会に絡む各種の条例また教育委員会会議の場でご審議をいただいて決定された予算は全て原案どおり可決されましたことをご報告させていただきます。

1年間いろいろな事案につきましてご審議をいただいたことに改めまして感謝申し上げます。新年度、24年度もよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

委員長 どうもご苦勞さまでした。ありがとうございました。

◎閉 会

委員長 平成24年3月臨時教育委員会会議をこれをもって閉会といたします。

閉会 午前10時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員